

～ 平成 27 年 9 月静岡県議会定例会 に対する質問 ～

質問者： 東堂 陽一 議員

質問日：2015/10/2 1 番目

会派名：自民改革会議

1 志太榛原・中東遠地域の地方創生について

答弁者： 知事

質問要旨： 総合戦略の議論が活発になっている中、総合計画後期アクションプランと同様に、

地元掛川市は、志太榛原・中東遠という地域圏で括られている。

住居と勤務地や学校の関係から通勤・通学などで行き来する人もいるが、志太榛原と中東遠では、生活圏が異なっているのではないかと考えている。

歴史的に見ても、二つのエリアは駿河国と遠江国に分かれていたところであり、「静岡県」として一つの県に合併する以前には、大井川以西は浜松県であった。

東海道の三大難所の一つとされる小夜の中山や大井川という地理的な制約等により文化も異なるのではないかと感じており、例えば、車のナンバープレートも静岡と浜松のナンバーが混在し、さらには、産業面でも、輸送機器関連や電子部品関連が中心の磐田市や水産業の盛んな焼津市、茶処の牧之原市や島田市、川根本町、掛川市、県下有数の穀倉地帯でもある袋井市など、非常にバラエティに富んだ地域である。

一方で、この地域には、本県の空の玄関口である富士山静岡空港が存在し、東名・新東名高速道路、国道1号バイパスといった交通ネットワークに加え御前崎港もあり、陸・海・空の交通基盤が充実した、一体的な地域として大いに発展が期待される地域でもある。

生活圏と文化が一見異なる志太榛原地域と中東遠地域ではあるが、将来性豊かなこの地域の地方創生をどのように図っていこうと考えているのか、県の認識を伺う。

答弁内容： 東堂議員にお答えいたします。志太榛原・中東遠地域の地方創生についてでございます。

県におきましては、県総合計画後期アクションプランにおきまして、この志太榛原・中東遠地域を県下の5つの地域圏の1つというふうに行っているのは、御案内のとおりでございます。もとよりこの県総合計画は、東堂先生をはじめ、県議会で練っていただいて御承認をいただいたものでございます。

改めて確認しておきますと、東側の伊豆半島地域は目標を「世界レベルの魅力あふれる自然を生かした観光交流圏」、東部はその目標を「日本の国土のシンボル富士山を世界との交流舞台とした健康交流都市圏」、中部は「日本の理想郷“ふじのくに”の県都にふさわしい中枢都市圏」、そして西部は「世界トップクラスの技術と多彩な文化で最先端をいく躍進都市圏」というふうな目標を定めており、その中部と西部の間にある志太榛原・中東遠地域につきましては、“ふじのくに”の空の玄関口にふさわしい水と

緑、緑は食・茶・花というように括弧書きがされておりまして、水と緑に彩られた美しく品格のある交流都市圏となっているわけでございます。

議員御指摘のとおり、その昔は大井川を境に、駿河の国と遠江の国ということになっておりました。実際、その遠江の国においては、国府が磐田に置かれていました。また、遠州一宮は森町の小國神社に置かれていたので、天竜川より以東に遠州の中心があったわけですが、戦国時代に磐田の方から浜松の方に中心地域が移ったのは、まさに戦国時代の末期、織田信長の命令によって、家康さんが浜松の方に中心地域を移されたということから、中心地域が西の方に移っていったという面がございます。

一方ここは、元々府中でございますし、久能山の戦略的地位というのもございまして、中心性をさらに高めていったということがございます。

しかし、一番大きいのは、やはり明治以降の変化でございまして、交通網が発達し、やがて国道一号線が、そして東名が、そして新東名が横に連なる。何よりも今から6年4か月前に開港した富士山空港がありますが、それに先立つ20年間、この空港につきまして皆様方の御協力と御尽力によって、ようやく6年前に開かれたわけです。これがやはり、議員御指摘のとおり、新しい中心性をつくりあげているというふうに住じます。

富士山静岡空港、それを南側における東名、北側における1号線と新東名、さらにその空港の真下を走る新幹線、そして御前崎から金谷を結ぶ御前崎金谷連絡線、これはまもなく高規格で開通するという状態になっておりますけれども、まさにこの志太榛

原・中東遠の、あるいは静岡県全体の空の玄関口としての中心性を高めているということ
とでございます。

その意味におきまして、富士山静岡空港を核として、新たな発展に向けた地域づくり
を行うことが、現実的であり、自立した力強い地域圏を形成する上で、最も有効な手
立てであると考えているわけでございます。

また、地方創生に向けた志太榛原・中東遠地域会議におきましても、市町が連携を
しまして、富士山静岡空港を利用する外国人観光客向けの魅力的な広域観光ルート
を設定する必要があるという御意見も出ております。また、市町が競争するのではなく、
多彩な個性を持つ市町が連携することによって、効率的な行政運営を図ることが重要
であるといった意見など、地域の皆様方から、市町の広域的な連携を求める声が高く
上がっているところでございます。

この地域の地方創生のためには、多彩な地域資源と交通ネットワークを活かした交
流人口の拡大、食の都、茶の都、花の都にふさわしい、そうした地域づくり、そしてまた、
ものづくりのノウハウを活かした産業の振興と雇用の創出、豊かな自然と都市機能が
調和した、全体として言えばガーデンシティと、この志太榛原・中東遠が南アルプスの借
景、さらに富士山、大井川、駿河湾のこの借景を活かしたガーデンとしての美しい地域
性というものが形成されると見込まれているところでございまして、そうした良い所に移
住・定住の促進を促していくという取組を進めることも、これから大切でございます。

今後は、将来性豊かなこの地域の地方創生に向け、市町間や県と市町の最適な連携手法につきまして、圏域を構成する市町とともに検討を進め、県、市町、地域の多様な主体が総力を挙げて地域づくりに取り組む体制を整えてまいります。

さらに一言すれば、浜岡原子力発電所が立地することになりまして、今、UPZということで、旧4市に加えまして、掛川以外にも今や焼津や吉田町も含まれたところで、このUPZの交流が行われております。これはもちろん危機回避のためということでございますけれども、そうしたまとまりもできつつあるということでもあります。もちろん先程の茶草場の世界農業遺産というのも、極めて大きな一種の求心力になっているというふうに思うわけでございます。

まさに“ふじのくに”の空の玄関口にふさわしいところございまして、それに応じた美しく品格のある交流都市圏の形成を目指すことが大切であるという意味で、今日的な課題は志太榛原・中東遠地域を1つと捉え、その地域の地方創生を推進してまいるとい、そういう方針でございます。

1 志太榛原・中東遠地域の地方創生について【再質問】

答弁者 : 企画広報部長

質問要旨 : 志太榛原・中東遠地域は、大きな規模の市町がなく、特に中東遠地域は核となる

ものが弱い。空港を有効に活かしつつ広域連携を進めていくことは良いが、もう1つ西の方に核となるものがあつた方が、地域として一体的に発展できると考えるが、如何か。また、広域連携を進めるためには、交通インフラの整備をさらに進める必要があると思うが、県の見解を伺う。

答弁内容： 志太榛原・中東遠地域の地方創生についての再質問にお答えをいたします。志太榛原・中東遠地域の圏域の中では、地方創生に向けまして、地域会議を開いてまいりました。この地域会議におきまして、圏域内での今後の将来に向けての方向性については、県と地元市町の間で共有化が図られていると考えております。今後、地元の各市町が地方創生に向けた総合戦略を策定するわけでございますけれども、そういう中におきまして、議員御指摘の、例えば空港以外のこの圏域の中の西部の方に核的なものをつくっていくかどうか、そういうようなものについても各市町の総合戦略の中で、そういうようなものが示されてくるということも考えられます。

また、県としても、そういうふうなものをつくっていく。コンパクト、そしてネットワークで結んでいくという考え方、これが大切なことだと思っておりますので、そういう総合戦略が示されましたらば、またこの地域会議、これからずっと継続をしながら、総合戦略の進捗管理をして、同じ方向を目指して、県と地元市町で取り組んでいく問題と考えておりますので、そういう中で、広域の中の連合の在り方、県と市町、市町同士の連携の在り方等を議論をして、まず一丸となって進める体制を整えた後に、それらの課題について取り

組んでまいりたいと考えております。

また、2点目の交通インフラの整備についてでございますが、これも1問目のものに関連をいたします。それぞれの市町で考えますそのコンパクト、そしてネットワーク。コンパクトな部分と、それから、それらを結ぶネットワークがあって初めて、圏域の持つ場の力を最大限に活かすことができると考えておりますので、そのような交通ネットワークの必要性についても、今後、地域会議を続ける中で議論をしてみたいと考えております。以上であります。

2 富士山静岡空港旅客ターミナルビルの改修・増築工事について

答弁者 : 文化・観光部長

質問要旨 : 県は、平成26年5月に富士山静岡空港旅客ターミナルビル等改修・増築工事設計業務公募型プロポーザル参加希望者募集の公告を行い、その募集要項の中で予定工事費を33億円程度と示した。

選考の結果、坂茂建築設計及び日本空港コンサルタンツによる共同事業体を最優秀者と特定し、平成26年10月に委託契約を締結、現在、設計業務を進めている。

公表された採用案は、大胆で意欲的な提案と評されているが、一部報道によれば、

設計業務を進めていく中で、当初に示された33億円を大きく上回る工事費が見込まれる状況にあるとのことである。

先に行われた富士山世界遺産センター建設工事で入札不調があったが、設計業者は同じ坂茂建築設計であり、工事費の増大が大いに危惧される。

そこで、空港旅客ターミナルビルの改修・増築工事について、県がプロポーザル提案を求めた際の基本的な考え方や設計業務における現在の工事費の見通しについて伺う。

答弁内容： 富士山静岡空港旅客ターミナルビルの改修・増築工事についてお答えいたします。

平成25年度に取りまとめた旅客ターミナルビル改修・増築工事の基本計画では、航空会社が希望する時間帯に就航できるよう、国際線は1時間に3便、国内線は30分に2便を受け入れられる機能を確保することとし、併せて飲食・物販店、免税売店や喫茶スペースの拡大など、利用者が楽しめる空間や休憩場所の充実を図ることとしております。

この計画に従い、プロポーザルに当たっては、現在のビルの西側に増築して国内線機能を集約するとともに、東側も一部増築して国際線機能を拡張することとしました。増築部分は6,000平方メートル程度、改修部分は4,000平方メートル程度とし、予定工事費は、基本計画を取りまとめた時点で把握した他空港の建設単価等を参考に、33億円程度と見込んだところであります。

現在、鋭意設計会社と設計を進めているところでありますが、ここ1、2年、震災復

興や東京オリンピックに向けた建築需要の高まりにより、労務費や建築資材単価の上昇が続いており、公共工事の入札不調が全国的に発生する要因となっていると認識しております。

県では、こうした状況も踏まえながら、プロポーザル実施時に示した33億円を念頭に置きつつ、更なる多路線、多便化を進められる空港機能と、空港利用者の利便性及び満足度の向上を図るために必要な機能とを確保した上で、適正な工事費となるよう、引き続き精査を進め、設計を取りまとめてまいります。

2 富士山静岡空港旅客ターミナルビルの改修・増築工事について【再質問】

答弁者 : 文化・観光部長

質問要旨 : 旅客ターミナルビル改修・増築の工事費は、合理的な説明ができれば、県民の皆さんも納得すると思う。いろんなことを勘案して示した33億円程度という予定工事費は、ひとつの約束であり、あまり大きな数字が出てきてはおかしいと思うので、そのようなことがないように一定の歯止めをかけて検討してもらいたいが、この辺の考えを再度伺いたい。

答弁内容 : 富士山静岡空港旅客ターミナルビル改修・増築工事についての再質問について、お答えいたします。

今回の公募型プロポーザルの実施に当たっては、「今後の社会情勢により変動する可能性がある」とうたった上で、予定工事費を約 3.3 億円程度と示したということであり
ます。

現段階におきましては、東日本大震災を受けました建築基準法の改正に伴うエレベーターや吊り天井等の改修、あるいは今後見込まれる労務費や建築資材単価の上昇
というものは、考慮せざるを得ないと考えております。

いずれにいたしましても、工事費は 3.3 億円ということで示してございます。それを念頭に置きつつ、今後、実施設計を取りまとめていく中で、適正な工事費となるように、
厳しく更に精査を進めてまいりたいと考えております。

3 水環境保全のための浄化槽の維持管理について

答弁者 : 暮らし・環境部長

質問要旨 : 浄化槽法に基づき、浄化槽使用者に義務付けられている保守点検、清掃、法定
検査の適切な実施は、私たちの快適な水環境を守るために必要不可欠なものと考え
る。

しかしながら、保守点検と法定検査において重複している項目があり、過剰な負担
を浄化槽使用者に求めているのではないかと感じており、実際、負担感を抱く県民のこえ

が私にも寄せられている。

このような浄化槽使用者の負担感の解消を図ることも一つの対策とは思いますが、この点も踏まえ、県は、浄化槽の維持管理について、水環境の保全の観点からどのように取り組んでいくのか伺う。

答弁要旨： 水環境保全のための浄化槽の維持管理についてお答えいたします。

公共水面における水質は、下水道接続世帯を除いた浄化槽利用世帯等の生活排水をいかに良好に保つかに大きく依存しています。そのため、浄化槽の利用者には、法により、維持管理のための浄化槽の保守点検と清掃の実施、及び良好な水質が確保されているかを確認する法定検査の受検が義務付けられております。

現在、県が把握している浄化槽の総数は、49万基に上りますが、保守点検契約を結んでいるのは41万件と全体の83%、また清掃契約を結んでいるのは、36万件と73%にとどまっています。未契約の中には、空き家等になって使用されていないものも一定数あると思料されますが、まずは全ての利用者が保守点検と清掃を実施することが、大前提となります。

一方、法定検査は、「保守点検、清掃が適切に行われ、浄化槽が正常に機能し、きれいな水を排出しているのか」を検査するために実施するもので、車で言う車検と類似したものです。法定検査は、中立性を確保するために、本県では、一般財団法人静岡県生活科学検査センターを指定検査機関として、実施しておりますが、浄化槽の機能のチェックのた

めには、項目として保守点検と同様のものが含まれることになります。

県といたしましては、引き続き、浄化槽利用者の皆様に、保守点検、清掃そして法定検査の実施とそれに伴う一定の費用負担が必要であることを、御理解いただくよう、街頭キャンペーンや県民だより等による広報に加え、新規浄化槽設置者に対する講習会の開催など、関係団体や市町と連携して取り組み、本県の水環境の保全に努めてまいります。

3 水環境保全のための浄化槽の維持管理について【再質問】

答弁者 : 暮らし・環境部長

質問要旨 : 私は、点検や検査のやり方を、もう少し、検討、調整あるいは見直しすべき所があると思うが、再度、その点について考えを伺う。

答弁要旨 : 浄化槽に関する再質問にお答えいたします。

利用者の方の負担によって受検率が落ちているという、確かにそういう面もあるかと思いません。

ただ、これはやはり、先ほども申し上げましたが、法に基づいたものでございますので、非常に大きな壁がございます。

一方で、先ほど、私が車検ということを申し上げましたが、車においても、定期点検とか、物とか、あるいは車検についても競争原理を入れることで、ずいぶん車の所有者の負担が少なくなっている現状もございます。

基本的には、水環境をきちんと守るということ、そのためには浄化槽が今一番課題となっていることを踏まえながら、例えば競争原理を取り入れるなど、いろいろな形でやっていかなければならない。

ただこれも、業界の方々の御意見もございますので、そうしたものを踏まえながら、利用者の方には負担を低減するという、そのトレードオフを上手く解決ができることを研究してまいりたいと思っております。

4 東遠地域の農業用水施設の整備について

答弁者 : 交通基盤部長

質問要旨 : 東遠地域は、国営事業により基幹的農業用施設の更新整備が進められ、完了間近となった今、農業用水の安定供給により、地域農業の発展が期待されている。

また、掛川市家代は、今回の国営事業により新たに大井川用水が供給され、大いに喜んでいる。

一方、国営施設から先の用水路は完了後 30 年以上を経過し、老朽化による漏水への対応などの管理の負担が増加しているほか、末端の開水路では個々のほ場へ水を配る手間が非常にかかるという声が聞こえている。

こうしたことから、今後、農業者の高齢化や後継者不足が進むことに伴って、せっかく整

備された水田が有効に活用されなくなるのではないかと危惧している。

県では既設水路の改修や補修など順次進めているが、今後は、更に用水が有効に利用され、担い手農家が安定した農業経営を継続できる将来ビジョンを描けるような対策が必要と考える。そこで、県は、東遠地域の農業用水施設の整備にどのように取り組んでいくのか伺う。

答弁内容： 東遠地域の農業用水施設の整備についてお答えいたします。

農業者の高齢化や担い手不足が進行する中、安定した農業経営を持続するためには、意欲ある農家への農地集積による生産性の向上や生産コストの削減により、競争力を強化することが重要であり、水稻栽培が盛んである東遠地域において喫緊の課題となっております。

しかしながら、東遠地域の水田の末端用水路は、開水路が多く水配分の作業に手間が掛かることや、老朽化による漏水が発生していることなどから水管理作業が重荷となり、農業経営の規模拡大や効率化の支障となっております。

このため県では、掛川市遊家・家代地区や菊川市河東地区など7地区において、目地の補修や泥上げなどの管理が不要となり、給水栓を開閉するだけで水需要に即応した水供給ときめ細かな操作による節水を可能とする、末端用水路のパイプライン化を実施しているところであります。このうち今年度掛川市大淵地区など3地区が完了し、来年度新たに掛川市佐東地区において着手する予定です。

県といたしましては、今後も東遠地域の水田農業の振興のため、農業用水の安定供給と水管理の省力化に結びつく農業用水施設の整備に積極的に取り組み、農地の有効利用の促進や農業経営の効率化に努めてまいります。

5 お茶の振興策について

答弁者 : 知事

質問要旨 : お茶の情勢は厳しく、担い手は経営の継続に不安を感じている。

これを打開していくためには生産、販売両面の対策が必要と考える。茶価が低迷する中でも 被覆栽培したお茶は有利に取引されていると聞いており、付加価値を高めた茶の生産を進める必要がある。

また、茶園の美しい景観など、地域の資源を生かして茶業の活性化を図ることも必要である。

掛川市東山では、茶草場農法が世界農業遺産に認定されたことが追い風となって来訪者が増え、交流が生まれ、お茶や農産加工品の販売にもつながっている。

県は、付加価値のある茶作りや、地域資源を生かした茶業振興にどのように取り組むのか伺う。

答弁内容 : 次に、お茶の振興策についてであります。

近年、ライフスタイルの変化や嗜好(しこう)の多様化によりまして、リーフ茶の消費が

減少し、価格も低迷しております。一方、白葉茶(はくようちゃ)や牧之原の「望(のぞみ)」、抹茶など被覆栽培されたお茶が高価格で取引されております。

被覆栽培を推進していくには、議員御指摘のとおり、労力の軽減が課題であります。省力化が可能な被覆資材や、新たに開発された被覆用機械の普及を現在進めております。

世界の緑茶市場を見ますと、スイーツ、あるいはラテなどへの活用が広がった抹茶の需要が明らかに急伸しております。特に海外では有機栽培による抹茶が求められております。健康志向でございますね。このため、県といたしましても、抹茶の生産技術の向上や加工施設の整備、国内外への販路拡大を一層支援してまいろうと考えております。

また、本県の中山間地におきましては、茶園が美しい景観を形作っているだけでなく、お茶づくりの高い技術や、地域独自の食材、伝統文化など様々な資源がございます。今後、それぞれの地域でこれらの資源に一層の磨きを掛けて、国内外から多くの方々に訪れていただき、茶業の振興につなげる仕組みづくりを進めてまいりたいと考えております。

世界お茶まつりも当初はグランシップでやっておりましたけれども、前回から空港周辺、お茶の郷博物館を合わせて、秋と春と2回やるようになりまして、これもまた茶業の振興に資するものである。お茶の郷博物館も県の所有になりますので、これもいわば茶の都ミュージアムとして、いわば面目を一新して、東洋一のお茶の博物館の一つでございます。

すので、ここも活用したいと考えております。

さて、具体的には、9月補正予算として今議会にお諮りしております、国の地方創生先行型交付金の活用による、「美しい茶園でつながるプロジェクト推進事業」を実施いたします。本年度は、プロジェクト開始に当たってのキックオフセミナーを来月に開催いたします。また、モデル地域におけるワークショップの実施、海外に向けた情報発信にも取り組みます。

さらに、茶畑のある現場で、地域の方々が中心となって、デザイナーなどの専門家や静岡文化芸術大学との協働の下、地域の景観の保全や改善、特徴ある新商品の開発などにも取り組み、国内外からの誘客も図ってまいろうと考えております。

県といたしましては、今後とも、「山は富士 お茶は静岡 日本一」の茶の都であり続けるよう、関係の皆様と連携をいたしまして、県内茶業の振興を図ってまいります。

6 在宅重症心身障害児・者への福祉サービスの充実について

答弁者 : 健康福祉部長

質問要旨 : 県は、障害のある方が、住み慣れた地域で豊かに安心して暮らすことのできる社会の実現を目指し、施策を推進している。

こうした中、在宅で暮らす、医療的ケアが必要な重症心身障害児の親からは、身近

な地域で利用できる施設が足りないという声を聞く。

重症心身障害児者と暮らす御家族の一時的な休息にもなるショートステイは、在宅生活を支援する重要なサービスだと考えるが、医療的ケアに対応する短期入所事業所は、数が限られ、地域的な偏在も見られるのが現状である。

重症心身障害児者が身近なところでサービスの利用が可能となるためには、少しでも多くの施設でサービスが提供されることが重要であり、既存施設を活用するなどして、受入れ施設を増やしていく取組が必要と考える。

県は、在宅で暮らす重症心身障害児者に福祉サービスを提供する施設の充実に向けて、どのように取組んでいくのか伺う。

答弁内容： 在宅重症心身障害児・者への福祉サービスの充実についてお答えいたします。

在宅で暮らす重症心身障害のある方を支援するためには、医療的ケアに対応した福祉サービスの充実を図ることが重要であります。

県では、家族の介護負担を軽減する短期入所につきましては、医療的ケアを伴う場合その実施機関が限られるため、生活介護事業所に夜間に看護師を配置し適切な介護が行えるよう支援するなど、市町と連携して受入施設の増加と地域偏在の解消に取り組んでいるところでございます。

特別支援学校卒業後の日中活動の場につきましては、多くの方が生活介護事業所を利用できるよう、事業者積極的に働き掛けるとともに、看護師や介護職員に対

し、人工呼吸器使用など障害の特性についての知識を習得する研修を実施することで、
受入体制の充実を図っております。

また、今年度は、新たに医師会の協力を得て、自宅や施設で容態が変化した場合対応可能な診療所のマップを作成し、ホームページで情報発信するなど身近な所で受診できる環境づくりにも努めております。

今後も、市町や関係団体との連携を強化し、在宅生活を支える福祉サービスの充実を図り、重度な障害があっても、住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の実現に取り組んでまいります。

以上であります。

7 教員の多忙化解消について

(1) 取り組みの成果

答弁者 : 教育長

質問要旨 : OECD国際教員指導環境調査によると、日本の教員の1週間あたりの勤務時間は参加国最長である。特にスポーツや文化活動などの課外活動の指導時間、事務業務が長く教員の多忙化が指摘されている。

この様な中、文部科学省が示した学校現場における業務改善のためのガイドライン

においては、国や教育委員会からの調査やアンケートへの対応が、学校現場における教職員の負担感が最も高いものと示されており、調査やアンケートが教員を多忙にしているとすれば問題である。

そこで、県教育委員会の多忙化解消への取り組みとその成果について伺う。

答弁内容： 教員の多忙化解消についてのうち、取り組みの成果についてお答えいたします。

県教育委員会では、平成24年12月に「学校に勤務する教職員の多忙化解消検討会」を設置し、調査への対応や研修への参加による負担、様々な支援を要する児童生徒への対応、保護者、地域等との関わりについて、多忙化解消の観点から実効性のある取り組みを進めております。

議員御指摘の教職員の負担感の強い「国や教育委員会からの調査やアンケートへの対応」については、平成25年度及び26年度において、県教育委員会等による調査221件のうち必要性や緊急性の低い35件を廃止し、毎年実施していたものを隔年実施にするなど、55件について実施回数や調査項目数等を見直しました。

調査等に次いで、教職員の負担となっている研修については、本年度実施予定の13の研修で実施日数や実施回数を縮減し、九つの研修を四つに統合・集約し、10の研修で課題等の提出物を簡略化して実施することいたしました。

さらに、教員が業務を一人で抱え込むことなく、様々な課題に対してチームで対応するために、家庭的な問題を抱える児童生徒への対応や教育相談機能を高めるための

スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、特別支援学校における医療的なケアのための看護師など、専門的な人材を配置することで、教員の負担軽減に努めております。

今後とも、学校の種別ごとに教員の業務実態を捉え、子供と向き合う時間が増えるよう多忙化解消に向けて積極的に取り組んでまいります。

7 教員の多忙化解消について

(1) 取り組みの成果【再質問】

答弁者 : 教育長

質問要旨 : 教員の多忙化解消には、様々な取組をしていることは承知しているが、十分成果が現れているとは言えないと思う。

残業、休日出勤の状況は管理しているので、わかりやすく数値化して管理するべきではないか。また、削減目標を数値で示すなど思い切った考え方が必要だと思うがいかがか。

答弁内容 : 教育委員会としまして、平成24年度からこの問題に対応していますけれども、見える化といいますか、できるだけわかりやすく、そしてまた多忙化を減縮しやすくするような形で、数値化というものを取り入れさせていただこうかなと考えております。ありがとうございます

いました。

7 教員の多忙化解消について

(2) 運動部活動における教員の負担軽減

答弁者 : 教育長

質問要旨 : 運動部活動指導は、専門的な指導ができる教員が不足し、平日の指導に加えて

土日にも試合等が行われ、大きな疲労感を覚えている教員がいると聞いている。

効果的に外部指導者の活用を図るとともに、部活動を学校だけで行うのではなく、地域のスポーツクラブ等と連携し、外部で活動できるような体制を整備することが、教員の負担軽減等に繋がることと考えるが、更なる取り組みについて、教育長の所見を伺う。

答弁内容 : 次に、運動部活動における教員の負担軽減についてであります。

本県において運動部活動では、高等学校体育連盟の調査によりますと、顧問の約40%が指導している部活動の競技経験がないと答えるとともに、約60%が指導に自信がないと答えています。また、日常の練習に加えて土日にも試合があるなど、部活動が時間外勤務の主な従事内容となっており、教員の負担の一因となっていることが指摘されております。

そのため、県教育委員会においては、指導経験が少ない顧問に対して、外部指導者を派遣し、部活動指導の充実や教員の負担軽減を図るとともに、中学校体育連盟や高等学校体育連盟と連携し、週1日は部活動を休む日を設けたり、土日のいずれかは部活動を休みとするなどの取組を推進してまいりました。

また、先月17日に開催された総合教育会議において、学校に希望する部活動がない生徒に対する支援や外部指導者の有効な活用方法として、「部活動を支援する地域スポーツクラブの創設」及び全県的な人材バンクの構築について議論されました。県教育委員会といたしましては、これらの取組が生徒のスポーツ活動の支援や教員の負担軽減につながるものと考えておりますので、来年度からの具体化に向けて着実に準備を進めてまいりたいと思います。

以上であります。

7 教員の多忙化解消について

(2) 運動部活動における教員の負担軽減【再質問】

答弁者 : 教育長

質問要旨 : 文化部も含めた部活動について、総合教育会議で出てきた地域スポーツクラブをスポーツ振興の面からも積極的に採用し、部活動を現場から切り離して負担軽減はでき

ないか。

答弁内容： それから2番目のですね、いわゆるクラブ活動の件なんですけれども、これについても先ほどございましたように、磐田市の方でスポーツクラブを創って、そして色々な方にお手伝いいただいてという。

これは、そのスポーツクラブだけでなく、最近は少子化が進んでいまして、クラブ活動がチームとして成り立たないというのがいくつか出てきています。

そういう事も含めて、このクラブというものをいかに活用するか、という事で、磐田がある意味ではモデルケースじゃないのかなと思いますので、この辺を含めて、できるだけ早い時期にこれらの答えを出して、そして実施に移すというふうな事で考えていきたいと思います。

以上です。